

近代的土地整理

——大きな影響を有する政治的科學的使命——

伯林 コンラット・マイエル 教授

獨逸の土地整理の第一期（一九二〇—三五年）に於いては、他國と同様その地域々々の經濟體や自治體が土地整理の指導者となり、主として人口稠密な工業地帯を對象とするものか、問題も殆んど技術的な問題に限られてゐた。つまり工業地帯では諸方面の影響が複雑して居り、そこにいろいろな社會的、交通的な不合理が生じてゐたので、なんらか將來の見透しのある統合的な秩序が必要だつたのである。

處が獨逸は全體として地域の狹隘に苦しんでゐたので、その後間もなく獨逸全國を統括するやうな整理計畫が起るやうになつた。つまりこれが土地整理の第二期である。そして第二期になると、土地整理が國家的使命となり、獨逸各地の行政官廳に土地整理の課が置かれるやうになつた。この課は土地が一般の福利に役立つやうに監督し、土地を無駄にしないばかりか、土地に改良を加へ、土地を新らしい秩序に即應させる。實際さう云ふ土地整理がなくては國民と土地との新秩序を達成することは出来ないのである。

土地整理は土地を調整する効果を有すべきものであるが、しかし土地を住居、交通、經濟、國防用のみに當て、そのためにさうでなくとも不足勝ちな農業利用面積を縮少するやうなことがあつてはならな

い。さうなつては農民生活の存在上必要欠くべからざる農業的土地所有の新秩序が満足に解決が出来なくなる。いやそれどころか、ヴェルサイエ條約が分割した舊い獨逸民族の土地が再び獨逸に復歸して以來、獨逸に於いては超民族の地域を解體しつゝそこに民族の健全性の地盤たる新らしい生活圏を創成するやうな前提條件が整ひつゝあり、それと同時に戦後の土地整理も更らに政治的な意義と責任のある使命を授けるやうになつた。それ故從來の土地整理が主として土地行政の専門的職務に過ぎなかつたとすれば、將來の土地整理は土地と民族に新しい秩序を與へ、以前の過誤を是正すべき國家的最高指導方針に準據しなければならぬ。獨逸の土地整理は單に土地ばかりか、人口の健全な整理を對象とするあたらしい國土計畫となつた。つまり土地整理が第三期に入るのである。第三期の土地整理は國內移動を統制し經濟的發展に基づく諸現象を計畫的に整理する。特に市町村問題に於いては人口の大都市集中を制限し、平野や小都市の人口を増加することに特別な注意を拂ふ。従つて工業と住宅建築の地域的發展にも全體的計畫に即應した（傍ら民族生物學的要求を實現する）使命が課せられる勿論この目標は甚だ遠遠なるもので、前途も相當多難であらうし、又

對策も社會、經濟、技術的發展に關する新しい認識が存在してはじめて（勿論精神的なもの無視することなく）實際上永續的な價値を獲得する。それ故今後の土地整理には出来るだけ科學の力を藉りることが必要となる。現に一九三六年にも既に關係方面の種々の専門科學が「土地問題の國家的共同作業」を結成し、こゝに土地整理の實際的方法が用意されるに至つたのである。實際整理當事者も個々の地域の自然的條件や發展の可能性を根本的に研究してゐてこそ初めて希望の計畫を樹て、將來の土地開發や人口政策に對しても指標的感情を獲得することが出来る。そのためには生物學者や地質學者も經濟學や行政學並びに民俗學や風土生物學の代表者と同様に貢獻するところが多い（例へば筆者が（一九三八年ハイデルベルクで出版した「民族と生活圖」は地域秩序と國土計畫に役立つ多種多様な研究及び學科に計する一覽表である）實際地域秩序の計畫は精密な土地の知識と活潑な思想が存在し、そして研究と立案との間に双方の經驗が交換されてこそはじめて可能となる。つまりこれらの諸要素は現状に對して民族及び地域政策上の發展の目標を呈示するもので、言ひ換へれば、これらは中

央地方の指導部の實際的指導に重要な基礎を與へたのである。以上の見地からみれば、假令一地方の計畫と雖も、それと互ひに調和しあひ、そして同時に全國土に互る全體的計畫に調和してゐなければならぬ。つまり地方計畫は一つの中心點計畫に統合され、一つの上位的見地から出發してゐなければならぬ。更らにこの思想を擴大すれば、他の歐洲諸國にもそれと土地整理の思想が擡頭し、國家の指導層がそれと適當な土地の秩序計畫を樹立することが希望される。さうすれば歐洲の共同作業が年々密接化するにつれて、歐洲諸國の凡ゆる計畫と企畫とが互ひに調和し合ひ、やがては歐洲全體の大規模な秩序の變換が可能となることであらうし、そこに亦民族共榮と經濟的繁榮の實が擧がることになるであらう。とは云へ、將來の凡ゆる計畫を實現すべき第一の前提條件は、歐洲の諸民族が共產主義の危險を最後の除去すべき共同戰線を結成することにある。實際この東方の敵を克服することこそ、即ち大陸の文化的自由と經濟的健全化の生活を保證するものに外ならない。（終り）

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

東京都

東京都營

京橋區築地地内軌道敷設特許の件

東京都申請に係る標記の件は物資輸送力の圓滑を期せんが爲中央賣市場に對し貨物引込線を敷設し以て有事の際に對處せんとするもの